

仕 様 書

契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となる。

1. 件名

2026 年度公益事業推進課小金井公園サイクリングセンター設備及び建屋リニューアル業務委託

2. 施設の概要

名 称：小金井公園サイクリングセンター

所 在 地：東京都小金井市関野町 1-13-1 東京都立小金井公園内

施設の規模：土地使用面積 332.173 m²

建物使用面積 188.773 m²

3. 契約期間

契約締結日の翌日から令和 9 年（2027 年）2 月 28 日までとする

4. 委託内容

(1) 自転車・ヘルメットの更新【別紙 03 参照】

利用者の多様なニーズに対応した、安全かつ快適なサイクリング環境の提供を目的として、既存の貸出用自転車及びヘルメットの買換えを実施するものとする。更新対象には、シティサイクル、スポーツバイク、インクルーシブ対応車両等を含む多様な車種を含めること。

買換えにあたっては、既存車両の同数廃棄を原則とするが、必要に応じて自転車台数を調整することも可能とする。新旧車両の搬出入、初期点検、定期点検についても委託業務に含めること。

また、以下の内容を含む「自転車・ヘルメット買換え計画書」を提出すること。

・利用想定に基づく車両構成の見直し提案

繁忙期及び閑散期の利用状況を踏まえ、最適な車両構成（台数・種類）の提案を行うこと。

・利用者ニーズの分析に基づくラインナップ提案

現行ラインナップを再評価し、今後の利用傾向に応じた車種の選定を行うこと。

自転車の買換えにあたっては、以下の条件を満たすこと。

- ・安全基準（JIS 規格等）を満たしていること
- ・耐久性及びメンテナンス性に優れた設計であること
- ・各車両に管理用ラベルを装着すること
- ・各車両の防犯登録を行うこと
- ・各車両にはシートピンのほか、補助輪又はスタンドを取り付けること
- ・各車両に装備されている錠は取り外すこと

なお、自転車及びヘルメットの所有権は、公園協会に帰属するものとする。

(2) 外装改修【別紙 04 参照】

施設の屋根、外壁等の外装部について、清潔感と明るさを感じられる外観となるよう、必要な改修工事を実施すること。建築資材の選定にあたっては、屋外環境において長期使用に耐えうる高耐久性の素材を使用するとともに、環境負荷の低減に配慮した持続可能な素材を採用すること。また、色調や仕上げについては、周囲の景観と調和しつつ、利用者に親しみやすく快適な印象を与えるものとする。

改修工事完了後は、実施内容を反映した設計図面を提出すること。

(3) 内装・トイレ改修【別紙 04 参照】

発券機の設置スペースならびにトイレを含む施設内部の改修工事を行い、清潔で快適な空間を整備すること。内装材の選定にあたっては、衛生面に配慮した素材を使用するとともに、環境負荷の低減に配慮した素材を積極的に採用すること。色彩や照明計画についても、明るく落ち着いた雰囲気醸成するよう配慮すること。

改修工事完了後は、実施内容を反映した設計図面を提出すること。

なお、トイレに係る改修工事については、施設本体の改修工事と区分して費用を算出するものとし、トイレ部分に係る外装、内装、照明設備、衛生設備（便器、洗面設備等）、給排水設備その他関連工事の費用については、その内訳を明示した別見積りを提出すること。

(4) 看板・案内表示板【別紙 04 参照】

本施設内に設置する各種サイン類について、インバウンド対応を考慮し、日本語・英語による言語表記とすること。加えて、言語に依存せず直感的に理解できるよう、ユニバーサルデザインに基づいたピクトグラムを導入すること。

サインのデザインは公園協会が別途提示するデザインマニュアルに準拠し、施設全体に統一感を持たせるとともに、視認性に優れたものとする。特に、色彩やフォント、素材の選定においては、誰もが見やすく、安心して利用できる案内となるよう配慮すること。

設置場所については、従来の配置を参考にしつつ、利用者の動線や視認性を踏まえて再検討を行い、最適な位置に設置すること。

(5) ユニフォーム

受託者は、業務従事者が業務に従事していることを利用者等が容易に認識できるよう、業務内容に適したユニフォームを準備し、着用させること。ユニフォームは、施設全体のイメージと調和し、統一感のあるデザインとすること。

なお、ユニフォームのデザイン、色彩、素材等については、事前に委託者と協議を行い、委託者の担当者から指示があった場合には、これに従うものとする。

5. 知的財産及び施設資産の取扱いについて

受託者が本業務の遂行にあたり施工・制作した施設の内外装、ならびにそれに係るデザイン、設計図、マーク、ロゴ、サイン、色彩等（以下「知的財産」という）に関する意匠権、商標権、著作権、パブリシティ権等（以下「知的財産権」という）は、すべて委託者に帰属するものとする。

また、施設の建屋に関する改修工事、設置した看板・案内表示板等の物理的資産についても、所有権は委託者に帰属するものとし、受託者はこれらを委託者の資産として適切に管理・運用すること。

6. ディーゼル車規則遵守

受託者は、本契約の履行にあたり自動車を使用または利用する場合、東京都が定める「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年東京都条例第 215 号）及び「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年法律第 70 号）に基づき、以下の事項を遵守するものとする。

- ・ディーゼル車規制に適合した自動車を使用すること。
- ・対策地域内で登録可能な自動車の利用に努めること。
- ・低公害・低燃費な自動車の利用に努めること。

なお、適合状況の確認のため、委託者から求めがあった場合には、自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の掲示または写しの提出を速やかに行うものとする。

7. 反社会的勢力の排除について

受託者は、契約の履行にあたり、反社会的勢力との関係を一切有しないことを保証するものとする。委託者は、受託者またはその役員等が以下のいずれかに該当すると認めた場合には、何らの催告を要することなく本契約を解除することができる。なお、契約解除に伴い受託者に損害が生じた場合であっても、受託者は委託者に対して一切の請求を行うことはできないものとする。

契約解除の対象となる事由は以下の通りとする。

- ・受託者またはその役員等が、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者を含む）、暴力団準構成員、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）に該当する場合
- ・反社会的勢力が受託者の経営に実質的に関与している場合
- ・受託者またはその役員等が、自己または第三者の不正な利益を図る目的、または第三者に損害を与える目的で反社会的勢力を利用している場合
- ・受託者またはその役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持・運営に協力し、または関与している場合
- ・受託者またはその役員等が、反社会的勢力であることを認識しながらこれを不当に利用している場合
- ・受託者またはその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している場合
- ・その他、受託者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）またはこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている場合

8. 再委託に関して

(1) 全部再委託の禁止

受託者は、委託業務の全部を第三者に委託（再委託）してはならない。

(2) 一部再委託の制限

受託者は、委託業務の一部を第三者に委託する場合において、以下のいずれかに該当する場合を除き、再委託を行ってはならない。

- ・本契約締結時において、履行体制図等により再委託先が明示されている場合
- ・委託者の書面による事前承認を得た場合

再委託を行う場合には、受託者は本契約の履行に必要な事項について、再委託先と契約書により定めるものとし、再委託先が本契約の内容を遵守できるよう、必要な指導・管理を行うこと。

なお、再委託先の行為により契約履行に支障が生じた場合には、受託者がその責任を負うものとする。

9. 関連仕様・基準類の準拠

本委託業務の遂行にあたっては、本仕様書に定める事項のほか、以下に示す仕様書及び基準類に準拠するものとする。受託者は、これらの内容を十分に理解し、適切に対応すること。

- ・ 東京都公園協会委託標準仕様書
委託業務の基本的な仕様及び基準を定めた標準仕様書。
- ・ 公園維持管理のための安全管理マニュアル
設備改修及び施設運営における安全確保のための手順及び基準を定めたマニュアル。
- ・ 写真撮影要領
業務記録等に必要写真撮影の方法及び提出基準を定めた資料。
- ・ 受注者等提出書類基準
業務遂行に伴い提出すべき書類の種類、様式、提出方法等を定めた基準。

10. 特記事項

(1) 作業日及び作業時間について

作業日は、原則として土曜日、日曜日及び祝日を除く平日とし、作業時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとする。なお、やむを得ず平日以外または上記時間帯以外に作業を実施する必要がある場合は、事前に委託者へ連絡のうえ、了承を得るものとする。

(2) アスベスト含有建材の調査及び対応

建屋リニューアル業務に着手する前に、当施設におけるアスベスト含有建材の有無について、専門業者による調査を実施すること。アスベスト含有建材が認められた場合は、必要に応じて除去・封じ込め等の措置を講じること。

(3) 現場代理人の配置及び安全管理について

現場代理人は、作業員に対する安全管理を徹底するとともに、常時現場において指示が可能な体制を確保すること。不在となる場合には、不在時間及びその間の代理者について、書面等により委託者へ報告するものとする。

(4) 建屋リニューアル業務における安全対策及び管理体制について

建屋リニューアル業務に際しては、十分な安全対策を講じ、来園者に対する危険防止に努めること。また、本施設が都市公園法上の便益施設であることを踏まえ、公園協会の指示に従い、業務を適正に管理するものとする。

(5) 事前協議事項について

自転車及びヘルメットの買換え、図面や設計等の内容については、作業着手前に必ず委託者と事前に協議を行うこと。委託者の担当者から指示があった場合には、これに従うものとする。なお、内容の解釈に不明点や疑義が生じた場合には、委託者と受託者双方が協議のうえ、誠意をもってその解決に努めること。

11. 支払方法

支払いは、委託完了確認後、受託者の請求に基づき、請求月の翌月末までに受託者指定の口座に振り込むものとする。振込手数料については公園協会負担とする。

12. 担当者

公益財団法人東京都公園協会 公園事業部 公益事業推進課 管理係 担当：山崎・濱

以 上